## 高知県教育委員会傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県教育委員会の会議(以下「会議」という。)の傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所その他高知県教育長(以下「教育長」という。)が必要があると認める事項を傍聴人受付簿に記入し、教育長の許可を受けなければならない。

(傍聴することができない者)

- 第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
  - (1) 酒気を帯びていると認められる者
  - (2) 凶器その他危険であると認められる物品を携帯している者
  - (3) 旗、のぼり、ビラ、掲示板、プラカード等名目及び形状に関わりなく、これらのものを携帯している者
  - (4) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯している者
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が会議を傍聴することが不適当であると認める者

(入場の制限)

第4条 教育長は、傍聴席が満席となったときは、新たな傍聴人の入場を制限することができる。

(傍聴人の守るべき事項等)

- 第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
  - (2) 理由の有無にかかわらず、議場に入らないこと。
  - (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明する言動又は行動をしないこと。
  - (4) 静粛を守り、私語、拍手、放歌、高笑等をしないこと。
  - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるおそれがある行為をしないこと。
- 2 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に教育長の許可を得た場合は、この限りでない。
- 3 傍聴人が前2項の規定に違反したときは、教育長は、これを制止し、その命令に従わ ないときは、これを退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、前条第3項の規定に基づき退場を命ぜられたとき若しくは会議を公開 しないとする議決があったとき又は会議が終了したときは、直ちに退場しなければな らない。

(教育長の指示の遵守)

第7条 第2条から前条までに定めるもののほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。 (高知県教育委員会傍聴人規則の廃止)
- 2 高知県教育委員会傍聴人規則(昭和23年高知県教育委員会規則第2号)は、廃止する。

附 則(平成11年12月28日教育委員会規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日教育委員会規則第11号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。